国土調査法第19条第５項の成果の認証に準ずる指定の申請等に係る事務処理要領の制定について（通知）

平成14年４月１日　農整第22号
一部改正　平成15年６月27日　農整第94号
一部改正　平成23年３月16日　農整第354号
一部改正　令和４年３月29日　農整第337号
一部改正　令和５年10月２日　農整第276号
最終改正　令和８年10月15日　農整第239号

地域振興局農林（農業）振興部長　様
新発田地域振興局農村整備部長　様
佐渡地域振興局農林水産振興部長　様

農　地　部　長

国土調査法第19条第５項に基づく確定測量成果の認証に準ずる指定の申請等について、事務処理の迅速化を図るため、別紙のとおり「国土調査法第19条第５項の成果の認証に準ずる指定の申請等に係る事務処理要領」を定めたので通知します。

なお、市町村及び土地改良区並びに新潟県土地改良事業団体連合会には当課から送付することを申し添えます。

国土調査法第 19 条第５項の成果の認証に準ずる
指定の申請等に係る事務処理要領

第１　趣旨

換地を伴う土地改良事業の確定測量の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第５項の規定に基づく国土調査の成果としての認証を申請する場合（以下、「認証申請」という。）の取扱い等については、国土調査法及び「国土調査法第 19 条第５項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭和 56 年１月５日付け 55 構改Ｂ第 1847 号農林水産省構造改善局長通知）に定めるほか、この要領によるものとする。

第２　認証申請の時期

原則として換地処分公告までに認証申請を行うものとする。

第３　申請書類の内容確認

認証申請にあたり、換地業務委託の受託者（以下、「受託者」という。）又は確定測量を実施した者（以下、「事業主体」という。）が、別添により事前チェックした申請書及び添付書類について、十分な精度の内容を有しているか否かを確認するものとする。

第４　認証申請に係る事務手続

１　国営土地改良事業地区

農地整備課長は、国営土地改良事業地区において国の委託を受けて確定測量を実施した場合、別紙第１号様式により当該地区の確定測量の成果をとりまとめて北陸農政局長に報告するものとし、併せて別紙第２号様式により受託者に対し北陸農政局長に報告した旨を通知するものとする。

２　県営土地改良事業地区

地域振興局長は、当該地区の確定測量の成果をとりまとめて、次のいずれかにより手続を行うものとする。

（１）　農林水産大臣へ申請を行う場合

別紙第３号様式により北陸農政局長を経由して申請するものとし、併せて別紙第４号様式により受託者に対し北陸農政局長に認証申請書類を送付した旨を通知するものとする。

（２） 国土交通大臣へ申請を行う場合

「国土交通大臣宛ての国土調査法第 19 条第５項の認証の申請の手続について（通知）」（令和２年７月 13 日付け国不籍第 57 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知。３（２）において「地籍整備課長通知」という。）に基づき、別紙第３号様式の２により北陸地方整備局長を経由して申請するものとし、併せて別紙第４号様式により受託者に対し北陸地方整備局長に認証申請書類を送付した旨を通知するものとする。

３ 団体営土地改良事業地区

地域振興局長は次のいずれかにより手続を行うものとする。

（１）農林水産大臣への申請の場合

事業主体から別紙第３号様式により申請のあった認証申請書類を点検の上、別紙第５号様式により北陸農政局長に送付するものとし、併せて別紙第６号様式により事業主体に対し北陸農政局長に認証申請書類を送付した旨を通知するものとする。

（２）国土交通大臣への申請の場合

事業主体から別紙第３号様式の２により申請のあった認証申請書類を点検の上、地籍整備課長通知に基づき、別紙第５号様式により北陸地方整備局長に送付するものとし、併せて別紙第６号様式により事業主体に対し北陸地方整備局長に認証申請書類を送付した旨を通知するものとする。

第５　指定後の事務手続

１ 国営土地改良事業地区

農地整備課長は、北陸農政局長より国土調査法第 19 条第５項の規定に基づく国土交通大臣による指定がなされた旨の通知があったときは、別紙第７号様式により管轄登記所にその旨を通知するとともに、併せて別紙第８号様式により受託者に対し指定がなされた旨を通知するものとする。

２ 県営土地改良事業地区

地域振興局長は、北陸農政局長又は北陸地方整備局長より国土調査法第 19 条第５項の規定に基づく農林水産大臣又は国土交通大臣による指定がなされた旨の通知があったときは、別紙第９号様式により管轄登記所にその旨を通知するとともに、併せて別紙第 10 号様式により受託者に対し指定がなされた旨を通知するものとする。

３ 団体営土地改良事業地区

地域振興局長は、北陸農政局長又は北陸地方整備局長より国土調査法第 19 条第５項の規定に基づく農林水産大臣又は国土交通大臣による指定がなされた旨の通知があっ

たときは､別紙第 11 号様式により事業主体に対し指定がなされた旨を通知するものとする。

第６ 台帳整理

１ 農地整備課長は、国営土地改良事業地区について、別紙第 12 号様式により台帳の整理を行うものとする。

２ 地域振興局長は、県営及び団体営土地改良事業地区について、別紙第 13 号様式により台帳の整理を行うものとする。

（別紙第１号様式）

第　　号
年　　月　　日

北 陸 農 政 局 長　　様

新潟県知事
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての認証を受けるべき場合に該当する確定測量成果の報告について

このことについて、　　年度に国営　　事業　　地区（　　換地区）について実施した確定測量成果について、「国土調査法第 19 条第５項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭和 56 年１月５日付け 55 構改Ｂ第 1847 号農林水産省構造改善局長通知）の記の第５の１の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　測量及び調査を行った者の氏名又は名称
２　作成した地図及び簿冊の名称
３　測量及び調査を行った地域及び期間
４　当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度
５　添付書類
（1）　総括表（様式）
（2）　換地計画書の地区総計表の写し
（3）　確測基準点の精度管理表
（4）　認証の承認申請区域図
（5）　確測基準点の網図
（6）　平板確定図一覧図の写し
（7）　審査書の写し

（注１）別紙チェック項目リストも提出すること。
（注２）申請書及び総括表は原則として word、excel 等の編集可能な形式により提出すること。

（様式）

総　括　表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>市区郡名</td><td>町村（区）名</td><td colspan="2">測量（調査）の実施地域名</td><td colspan="3">測量（調査）の実施期間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3">～　年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業施行者名</td><td colspan="2">代　表　者　名</td><td colspan="2">事　　業　　名</td><td colspan="3">事　業　根　拠　法</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">成果件数</td><td colspan="2">基準点測量の既知点数及び点名</td><td colspan="2">新　　点　　数</td><td colspan="3">測　量　の　方　法</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">計　　点</td><td colspan="2">１級確測基準点　　点</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２級確測基準点　　点</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">３級確測基準点　　点</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">４級確測基準点　　点</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>確定測量図の精度</td><td></td><td>縮尺</td><td></td><td>枚数</td><td colspan="2">枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　筆　数</td><td colspan="2">筆</td><td>総　面　積</td><td colspan="3">k ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">検査終了証明</td><td colspan="2">工　程　分　類</td><td colspan="2">作業機関名</td><td>代 表 者 名</td><td>検査者氏名</td><td>検査者の所属</td></tr>
<tr><td colspan="2">基 準 点 測 量</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">確　定
測量等</td><td>確定測量</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>確定測量図</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">参考事項</td><td colspan="2" rowspan="2">権利者会議年月日及び換地計画決定年月日（予定を含む）</td><td>権 利 者 会 議</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>換 地 計 画 決 定</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">調査実施地域に係る市町村の国土調査による地籍調査の実施又は計画の有無</td><td>計画市町村名</td><td></td><td>計画期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施市町村名</td><td></td><td>実施期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">・ 申請の担当者の連絡先：○○県○○課等 担当○○ ○○
（電話○○－○○○○－○○○○、E-Mail******@****.***.**）</td></tr>
</table>

（別紙第２号様式）

（　　地域振興局経由）

第　　号の２

年　　月　　日

（受託者の代表者）　　様

新 潟 県 農 地 部 長

（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての認証を
受けるべき場合に該当する確定測量成果の報告について（通知）

国営　　事業　　地区（　　換地区）の上記書類を別紙のとおり北陸農政局長に送付したので通知します。

（注）別紙として、別紙第１号様式の写し（鑑文のみ）を添付する。

（別紙第３号様式）

第　　号
年　　月　　日

農林水産大臣
様

事業主体所在地
事業主体名称
代表者名
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

このことについて、　　年度に　　が行った測量成果（農林水産省所管換地を伴う土地改良事業の確定測量）について国土調査法（昭和 26 年法律 180 号）第 19 条第５項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

１　測量及び調査を行った者の氏名又は名称
２　作成した地図及び簿冊の名称
３　測量及び調査を行った地域及び期間
４　当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度
５　添付書類
（1）　総括表（様式）
（2）　換地計画書の地区総計表の写し
（3）　確測基準点の精度管理表
（4）　認証の承認申請区域図
（5）　確測基準点の網図
（6）　平板確定図一覧図の写し
（7）　審査書の写し

（注１）別紙チェック項目リストも提出すること。
（注２）申請書及び総括表は原則として word、excel 等の編集可能な形式により提出すること。

（様式）

総　括　表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>市区郡名</td><td colspan="2">町村（区）名</td><td colspan="2">測量（調査）の実施地域名</td><td colspan="2">測量（調査）の実施期間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">～　年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業施行者名</td><td colspan="2">代　表　者　名</td><td>事　　業　　名</td><td colspan="2">事　業　根　拠　法</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">成果件数</td><td colspan="3">基準点測量の既知点数及び点名</td><td colspan="2">新　　点　　数</td><td colspan="2">測　量　の　方　法</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">計　　点</td><td colspan="2">１級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">３級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">４級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">確定測量図の精度</td><td>縮尺</td><td>枚数</td><td colspan="2">枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　筆　数</td><td colspan="2">筆</td><td>総　面　積</td><td colspan="2">k ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">検査終了証明</td><td colspan="2">工　程　分　類</td><td colspan="2">作業機関名</td><td>代 表 者 名</td><td>検査者氏名</td><td>検査者の所属</td></tr>
<tr><td colspan="2">基 準 点 測 量</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">確　定
測量等</td><td>確定測量</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>確定測量図</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">参考事項</td><td colspan="2">権利者会議年月日及び換地計画決定年月日（予定を含む）</td><td>権 利 者 会 議</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>換 地 計 画 決 定</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">調査実施地域に係る市町村の国土調査による地籍調査の実施又は計画の有無</td><td>計画市町村名</td><td></td><td>計画期間</td><td></td></tr>
<tr><td>実施市町村名</td><td></td><td>実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">・ 申請の担当者の連絡先：○○県○○課等 担当○○ ○○
（電話○○－○○○○－○○○○、E-Mail******@****.***.**）</td></tr>
</table>

（別紙第３号様式の２）

第　　号
年　　月　　日

国土交通大臣
様

事業主体所在地
事業主体名称
代表者名
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

　　年に、　　が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律 180 号）第 19 条第５項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

１　測量及び調査を行った者の氏名又は名称
２　作成した地図及び簿冊の名称
３　測量及び調査を行った地域及び期間
４　測量又は調査上の誤差の程度
　　国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内
５　添付書類
(1)　総括表（様式）
(2)　換地計画書の地区総計表の写し
(3)　申請地域の位置図
(4)　基準点測量網図
(5)　基準点測量精度管理表
(6)　境界点間距離の精度管理表
(7)　筆界点座標検測記録簿
(8)　面積計算書
(9)　地図一覧図
(10) 地図
(11) 簿冊

（様式）

総　括　表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>市区郡名</td><td>町村（区）名</td><td colspan="2">測量（調査）の実施地域名</td><td colspan="2">測量（調査）の実施期間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">～　年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業施行者名</td><td>代　表　者　名</td><td colspan="2">事　　業　　名</td><td colspan="2">事　業　根　拠　法</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">成果件数</td><td colspan="3">基準点測量の点名及び既知点数</td><td colspan="2">新　　点　　数</td><td colspan="2">測　量　の　方　法</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">計　　点</td><td colspan="2">１級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">３級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">４級確測基準点　　点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">確定測量図の精度</td><td></td><td>縮尺</td><td></td><td>枚数</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　筆　数</td><td colspan="2">筆</td><td>総　面　積</td><td colspan="2">k ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">検査終了証明</td><td colspan="2">工　程　分　類</td><td>作業機関名</td><td>代 表 者 名</td><td>検査者氏名</td><td colspan="2">検査者の所属</td></tr>
<tr><td colspan="2">基 準 点 測 量</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">確　定
測量等</td><td>確定測量</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>確定測量図</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

（別紙第４号様式）

番　　号
年　　月　　日

（受託者の代表者）　様

新潟県　　地域振興局長
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての
認証の申請について（通知）

県営　　事業　　地区（　　換地区）の上記書類を別紙のとおり
{北陸農政局長 / 北陸地方整備局長} に送付したので通知します。

（注）別紙として、別紙第３号様式又は別紙第４号様式の写し（鑑文のみ）を添付する。

（別紙第５号様式）

番　　号
年　　月　　日

北陸農政局長
北陸地方整備局長　　様

新潟県　　地域振興局長
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての
認証の申請について

下記地区において、別紙のとおり申請がありましたので送付します。

記

事　業　名	地区名（換地区名）	事　業　主　体

（別紙第６号様式）

番　　号
年　　月　　日

（事業主体の代表者）　　様

新潟県　　地域振興局長
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項に基づく国土調査の成果としての
認証の申請について（通知）

年　　月　　日付け　　第　　号で申請の上記書類を別紙のとおり
{ 北 陸 農 政 局 長 / 北陸地方整備局長 } に送付したので通知します。

（注）別紙として、別紙第５号様式の写しを添付する。

（別紙第７号様式）
（　　地域振興局経由）

第　　号
年　　月　　日

新潟地方法務局　　支局長　様

新潟県知事
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項の規定による指定について（通知）

農林水産省が行った下記土地改良事業に係る確定測量成果について、別紙のとおり国土交通大臣より、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第５項の規定による指定がなされたので通知します。

なお、この確定測量成果は、　年　月　日をもって申請した換地処分による登記の申請書に添付してあります。

記

事　業　名	地区名（換地名）	認証指定番号及び年月日

（別紙第８号様式）
（　　地域振興局経由）

第　　号の２
年　　月　　日

（受託者の代表者）　　様

新潟県農地部長
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項の規定による指定について（通知）

下記地区において、別紙のとおり国土交通大臣より国土調査法第 19 条第５項の規定による指定がなされたので通知します。

記

事　業　名	地区名（換地名）	認証指定番号及び年月日

（別紙第９号様式）

番　　号
年　　月　　日

新潟地方法務局　　支局長　様

新潟県　　地域振興局長
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項の規定による指定について（通知）

新潟県が行った下記土地改良事業に係る確定測量成果について、別紙のとおり
{農林水産大臣 / 国土交通大臣} より、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第５項の規定による指定がなされたので通知します。

なお、この確定測量成果は、　　年　　月　　日をもって申請した換地処分による登記の申請書に添付してあります。

記

事　業　名	地区名（換地名）	認証指定番号及び年月日

（別紙第 10 号様式）

番　　号の２
年　　月　　日

（受託者の代表者）　　様

新潟県　　地域振興局長
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項の規定による指定について（通知）

下記地区の土地改良事業に係る確定測量の成果について、別紙のとおり
{農林水産大臣 / 国土交通大臣} より国土調査法第 19 条第５項の規定による指定がなされたので通知します。

記

事　業　名	地区名（換地名）	認証指定番号及び年月日

（別紙第 11 号様式）

番　　号
年　　月　　日

（事業主体の代表者）　様

新潟県　　地域振興局長
（公印省略）

国土調査法第 19 条第５項の規定による指定について（通知）

別紙のとおり｛農林水産大臣／国土交通大臣｝より国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第５項の規定による指定がなされたので通知します。

なお、当該地区管轄登記所へは、貴職から遺漏なく通知してください。

（注）別紙として、北陸農政局長又は北陸地方整備局長からの指定通知書の写し（農林水産大臣又は国土交通大臣による指定書は原本）を添付する。

（別紙第12号様式）

認証申請に関する台帳（国営）

事業主体	事業名	地区名 （換地区名）	整備課発 年月日番号	国土交通大臣指定 年月日番号	農村振興局発 年月日番号	農政局発 年月日番号	整備課発 年月日番号	確測 年度	面積 （ha）
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.
			・　・ 農整第　　号	・　・ 国土国第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 農整　　号		.

（別紙第13号様式）

認証申請に関する台帳（県営・団体営）

事業主体	事業名	地区名 （換地区名）	事業主体発 年月日番号	農地事務所等発 年月日番号	農林水産大臣指定 年月日番号	農政局発 年月日番号	農地事務所等発 年月日番号	確測 年度	面積 （ha）
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.
			・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 農振第　　号	・　・ 陸計第　　号	・　・ 第　　号		.